

指定管理者を募集しています

市民病院は、収益面では医師不足などにより入院収益・外来収益が減収し、費用面では給与費をはじめとした各種経費が収入に見合った額になっておらず、厳しい経営状況が続いています。そうした状況を踏まえ、持続可能な体制を確立するため、指定管理者制度を導入します。

指定管理者の募集について
(募集要項など)

市ホームページ ページID 13222



高砂市民病院の将来予測の
結果による経営形態

市長による説明動画

市ホームページ ページID 12636



【指定管理者募集要項のポイント】詳しくは、募集要項をご覧ください。

●指定管理の期間

・指定管理開始日: 令和9年4月1日 ・指定管理期間: 20年以上

●医療機能・診療科・政策的医療

- ・急性期、回復期、終末期の3診療機能の継続
- ・現在の診療科を維持し、内科の診療体制の充実を図る
- ・①救急医療、②災害医療、③新興感染症医療、
④高砂こども療育支援センターを政策的医療に位置付ける

●費用

市は政策的医療などを実施するための運営交付金を指定管理者に支払い、指定管理者は新病院建設に係る費用の一部などを負担すること。

●特定提案

- ①新病院の病床数、②診療日や受付時間、③診療科、④医師や看護師などの確保策、
⑤新病院建設にかかる費用負担割合、⑥指定期間について提案すること。

●職員の処遇

引き続き再就職を希望する職員は、特段の事情がない限り、採用すること。ただし、任期の定めのある職員については、勤務実績などを考慮の上、必要に応じて採用することを検討すること。

※ 7月号より連載してまいりました「高砂市民病院の今」は、今月号で終了します。

今後も市民病院に関する情報は継続的に広報たかさごでお知らせしてまいります。

過去の広報もぜひご覧ください。

高砂市民病院の今
(過去の記事)

市ホームページ
ページID 12548



高砂市長 都倉達殊

今後、新たな体制となりましても、市民病院がこれまで培ってきた公立病院としての使命である、「感染症や災害時の対応」「地域医療機関との連携」「救急医療体制の充実と安定化」を実施しているよう、市長として責任をもって取り組んでまいります。

しかしながら、全国的な医師不足や医療人材の偏在、人件費の上昇や物価高騰など、地域医療を取り巻く環境が一層厳しくなったことで、経営の改善を図ることができなかつたこと、また、そのことで、約束させていただいた公設公営を維持できなくなつたことにつきましては、誠に申し訳なく思っており、心よりお詫び申し上げます。

今後は、令和2年4月の市長就任時から、公設公営での運営を維持することを市民の皆さまに約束してまいりました。

私は、令和2年4月の市長就任時から、公設公営での運営を維持することを市民の皆さまに約束してまいりました。

今後も高砂市民病院は、市民の皆さまに「最も身近で頼れる病院」であり続けるとともに、市民に寄り添った医療を提供できるように、引き続き努力してまいります。

また、市民病院の経営状態に対する責任の意思表明として、私と病院事業管理者兼院長の給料を令和8年1月から令和9年3月までの15カ月間減額させていただきます。

指定管理者制度の導入は、「高砂市から市民病院をなくす」というものではなく、「公立病院としての理念を守りながら、より安定した運営を図る」ための仕組みであります。

病院の施設や機能は市が保有し、指定管理者による柔軟で専門的な経営のもと、質の高い医療サービスを継続してまいります。

12月定例市議会において、高砂市民病院の管理運営を指定管理者が行うための条例改正を可決いただきました。

連載 第7回

高砂市民病院の今

市民病院将来構想推進室

☎079-441-7110

FAX 079-442-2229

✉ tact1340@city.takasago.lg.jp